

「第5回鳥栖市地域公共交通会議」
「第5回鳥栖市地域公共交通活性化協議会」合同会議
—議事要旨—

■日時：平成21年6月24日18:00～17:10

■場所：鳥栖市役所 3階大会議室

■出席者：

久留米大学経済学部教授	伊佐 淳
鳥栖市区長連合会会長	小石 正明
鳥栖市老人クラブ連合会会長	佐々木 政敏
鳥栖市地域婦人連絡協議会	今村 悦子
鳥栖市民生委員・児童委員連絡協議会	古賀 芳子
NPO 法人とさくさん理事長	白水 峰子
市長	橋本 康志
西鉄バス佐賀(株)代表取締役社長	増田 保 (代理 鳥栖支社長：笹井 輝真)
社団法人佐賀県バス・タクシー協会専務理事	森川 直行
西鉄バス佐賀(株)鳥栖支社	中野 達郎
国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長	矢野 睦敏 (代理 企画調整官：樋口 則幸)
佐賀県 空港・交通課課長	瀬戸口 義郎 (代理 係長：永富 茂)
鳥栖土木事務所長	深町 淑郎
鳥栖市建設部長	大石 哲信

■事務局：鳥栖市建設部都市整備課道路・交通政策室

■傍聴者 なし

■次第及び関連資料：

1 開 会

2 議 事

(1) 議案第1号

平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支決算(案)

(2) 議案第2号

平成21年度事業計画(案) ※参考資料有

(3) 議案第3号

平成21年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)

3 協 議

(1) 鳥栖市ミニバス実証運行事業者の承認について

資料1-1・・・鳥栖市ミニバス実証運行事業者募集要項抜粋(4.審査及び選定)

資料1-2・・・鳥栖市ミニバス実証運行事業者選定結果

(2) 鳥栖市ミニバスの実証運行について

資料2・・・鳥栖市ミニバス実証運行内容

資料3・・・鳥栖市ミニバスの路線について

資料4・・・鳥栖市ミニバス通過時刻表

資料５・・・鳥栖市ミニバス運行車両について

(3) 路線バス関連

資料６・・・系統見直し後のバス路線について

資料７・・・見直し後の路線バス通過時刻表

４ その他

５ 閉 会

議事要旨

(1) 鳥栖市地域公共交通活性化協議会・鳥栖市地域公共交通会議の議長の選任について

事務局より伊佐委員の議長就任を提案し、全会一致で承認

(2) 鳥栖市地域公共交通活性化協議会・鳥栖市地域公共交通会議の副会長及び鳥栖市地域公共交通活性化協議会の監事の選任について

議 長 : 昨年度に引続き議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。早速ですが、議事に入ります前に、鳥栖市地域公共交通活性化協議会・鳥栖市地域公共交通会議の副会長、さらに協議会の監事の選任についてお諮りしたいと思います。推薦等のご意見ありましたらよろしく申し上げます。

(意見なし)

ご意見もないようですので、事務局で腹案等あればお願いしたいと思います。

事務局 : 事務局としては、昨年度に引続き副会長に小石委員、監事には佐々木委員、山本委員にご就任をお願いしたいと考えております。

(拍手及び「異議なし。」の声多数)

議 長 : 委員の皆様にも異議はないものと認めます。それでは小石副会長、佐々木監事、山本監事には、昨年度と同じ陣容で、よろしく申し上げます。

■議事：

(1) 議案第1号「平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支決算（案）」

議 長 : それでは、議事に入ります。議案第1号平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支決算（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき説明) 略

佐々木監事 : (監査報告書に基づき監査報告) 略

議 長 : ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明及び佐々木監事の監査報告について、ご質問ございますか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第1号平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支決算は承認されたものと認めます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声)

ありがとうございます。議案第1号は承認されました。

(2) 議案第2号「平成21年度事業計画(案)」

(3) 議案第3号「平成21年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)」

議 長 : 引き続き議案第2号平成21年度事業計画(案)の審議に移りますが、議案第3号平成21年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)との関連も深いので、一括して審議したいと考えますので、2議案併せて事務局に説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき説明) 略

議 長 : ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明にご質問等がございますでしょうか。

(質問、意見等なし)

それでは、ご質問等もないようですので、議案第2号平成21年度事業計画(案)及び議案第3号平成21年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)は承認されたものと認めます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声多数)

ありがとうございます。それでは議案第2号平成21年度事業計画(案)及び議案第3号平成21年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)は承認されました。

■協議:

(1) 鳥栖市ミニバス実証運行事業者の承認について

議 長 : それでは、引き続き協議に移ります。(1)鳥栖市ミニバス実証運行事業者の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 : (資料の説明。) 略

選定委員には、利用者目線での考え方を大事にしたいとの考えから、市職員でなく6名の市民の方々に就任していただきました。最終的に、選定委員会での採点結果として、提案者Aが最も得点が高く、選定委員会の講評結果としても採点結

果どおりで良いということで意見集約されました。事務局、鳥栖市としての考えも、提案者Aは、現在タクシー事業を展開されていることから、経験及びこれからのミニバス運行への順応性もあると考えられること、また、提案内容にも特に問題はないと考えており、運行事業者として選定することについて、選定委員会で出していただいた結果を真摯にお受けしたいと考えております。なお、提案者Aは株式会社鳥栖構内タクシーであります。

議 長 : ありがとうございます。それでは、事務局の説明にご質問等がございますか。
(質問、意見等なし)

特にないようですので、鳥栖市ミニバス実証運行事業者の承認について、株式会社鳥栖構内タクシーということで承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

ありがとうございます。それでは鳥栖市ミニバス実証運行事業者については、株式会社鳥栖構内タクシーが承認されました。

(2) 鳥栖市ミニバスの実証運行について

議 長 : それでは、続いて鳥栖市ミニバスの実証運行について事務局の説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき説明。) 略

議 長 : ありがとうございます。それでは、ご質問等ございませんか。

D委員 : このダイヤは、乗務員の方が、利用者の乗降補助にかかる時間とかは折り込んであるのでしょうか。

事務局 : 試走の際は、各乗降所で20～30秒程度の停車をしながら時間計測を行いました。ただし、ミニバスの運行で一番やってはいけないことは、定刻より早く出る早発であります。またミニバスの運行ルートには狭い道路も含まれており、あまりに長い時間停車すると、他の一般車両にご迷惑をお掛けするということも考えられますので、余分なゆとりは入れておりません。その分、公道上ではない乗降所等で長い停車時間を見込んでおりますので、ダイヤの定時制の確保はそこで調整されることになろうかと考えています。

D委員 : お年寄りの利用については、老人センターへ出かけられたりするときに利用されると思いますが、家族が介添えできないときはお隣同士で手助けしてあげたりしなければいけないと思っています。

事務局 : 今回ミニバス運行の提案を受けるときにも、お年寄りへの配慮といった点を重視

し、乗降の際のお手伝い等については提案に参加表明された方にお伝えした上で提案書の提出をお願いしておりますので、今日ご承認いただきました運行事業者には再度確認をするようにいたします。

運輸支局 : 運賃について、一律200円とされているが、子供さんが乗られたときも同じ200円をいただくことになるのか、普通乗合バスでは子供料金といったものがあるので、その点どうお考えなのか。

事務局 : ミニバスの運賃の200円といったことについては、既に連携計画にも載せておりますが、鳥栖駅からのバス運賃を参考として、設定させていただくことについてご説明した上でご承認いただき決定させたところです。子供料金については、実証運行を実施するに当たっては収支の面も勘案し、当面は一律で運賃設定をお願いしたいと考えております。実証運行をやる中で、お子様連れのお母さんなどからのご意見を多くいただくような状況になれば、この合同会議に利用状況・収支の状況等ご報告した上で、再度お諮りして方針を決定させていただきたいと考えます。

議長 : よく考えれば飛行機を利用するときも、未就学児のお子さんを抱っこして1つしか席を使わないときは料金をもらわずに、席を使うということであれば料金が発生するといったこともありますね。

E委員 : 小さいお子さんはシートベルトが必要になりますよ。

事務局 : 今ご指摘いただいている、未就学児の方がご利用されるケースといったことは当然想定されます。その場合のシートベルトの着用の義務付けの関係で、後部座席でのシートベルトの着用の必要性などが出てくると予想されます。この件については、運行事業者と協議して、万全の対応をできるようにしたいと思います。細かな内容については、その協議の中で詰めていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 : この件については、そういうことでお願いしたいと思います。他にご意見等がありますか。

運輸支局 : 今回、この場で協議が合意になりましたら、我々の方に申請をあげていただき、審査の上許可となる流れになるのですが、ミニバスの運行内容について、路線定期運行というものは、定員11名以上の車両を計6台揃えるというのが基準となっています。今回、鳥栖市のミニバスは定員11名以下といったことで、この協議会の中で車両台数の基準も割れる、定員の基準を割れるということ合意いただければと思います。また、先ほど事業者の発表があったところですが、そのタクシー事業者がタクシー事業と今回のミニバスの両方の事業に併用するというこ

とでしたら、これについても合意が必要になります。

事務局 : 今、運輸支局から話がありました車両台数と定員の基準割れの件について、また事業者がタクシー事業とミニバス事業の併用する件について、口頭でご承認いただいてもよろしいですか。

議長 : 皆さんよろしいですか。
(「はい。」の声)

運輸支局 : また、運行車両数によって、運行管理資格者に専任しなくてはならないという条件も出てくることから、この点についても確認の上、協議してもらえればと思います。

H委員 : 何台使うのか、予備車を何台いれていくのかということ、ここでお話できるとすれば、説明の流れから察するに、常に走っている車両が1台、予備車としてジャンボ車を1台、タクシー車両を2台予定しているということだと思います。

事務局 : H委員から言われた通りです。ミニバスの運行に使用する車両は、予備車両、積み残し対応車両も含め、全部で4台となります。その案でご承認をお願いしてよろしいでしょうか。

議長 : 皆さん、いかがでしょうか。

A委員 : 承認の前に再度、運輸支局にお尋ねしたい。事務局の説明のとおりで申請して許可できるのかどうか。許可ができないような内容であれば修正も必要だろう。

運輸支局 : 説明のとおり申請されれば、おおまかな要件は満たします。あとは細かい書類の審査の都合しだいであります。

議長 : それでは、今の運輸支局の説明をお伺いした上で、皆様にお諮りしたいと思います。
(「異議なし。」の声)

議長 : 他に意見はございますか。それでは、協議事項の(2)鳥栖市ミニバス実証運行事業者の承認については、全て承認されたということによろしいでしょうか。
(「はい。」の声)

議長 : ありがとうございます。それでは最後に(3)路線バス関連につきまして事務局の説明をお願いします。

- 事務局 : (資料に基づき説明。) 略
- 議長 : ありがとうございます。何かご質問ございますか。時刻表について、随分工夫された跡があると思いますが。
- 運輸支局 : 河内線ではフリー区間を設定するというのですが、それは公安委員会との協議も進んでいるということで、よろしいのですか。
- 事務局 : 従来からのフリー区間です。
- 議長 : 他にありますか。
- D委員 : 料金の事ですが、それは河内まで行っても 200 円でいいですか。
- 事務局 : 200 円の料金というのは、ミニバスの運賃であります。路線バスについては、今まで通りの運賃設定です。ただ、基里線のバス運賃は今までの路線バスの運賃の決め方で設定し、今から運輸局に申請することになっています。
- D委員 : では、路線バスの運賃はまだ決定ではないのですよね。
- 事務局 : はい。
- D委員 : ただし、75 才以上の路線バス（市内線）の運賃は無料ということですね。
- 事務局 : はい。路線バスは 75 才以上の方は特別乗車証により、無料をご利用いただけます。
- 議長 : 今回大きなことは、ミニバスという新しい実験のバスと既存の路線バスの系統・運行の見直しの 2 つがあるということ。また、ミニバスの運賃は一律 200 円とすること、路線バスの基里線は新設なので料金については今後決定するということだと思います。
- 事務局 : 議長がおっしゃるとおりです。
- D委員 : ミニバスは長い距離を走らないと思うが、路線バスと料金面であまり大きな差がないと思う。
- 事務局 : ミニバスの運賃については、鳥栖駅から一番遠くはなれた停留所と近接した、路線バスの停留所の鳥栖駅前からの運賃を比較し、200 円という運賃を設定しました。また、料金がどこまでが 100 円、200 円、300 円と言うと訳がわからなくなるので、まず、分かりやすい料金設定ということで、どこまで乗られても一律 200

円ということで設定しました。

議 長 : 他にございますか。ないようでしたら、(3) 路線バス関連についてご承認いただけますでしょうか。
(「はい。」の声)

議 長 : ありがとうございます。以上で本日の議事、協議全て終了いたしました。委員の皆さん、ご意見いただき、ご質問いただき、また、会のスムーズな進行にご協力いただきありがとうございます。最後に残されました4番その他の報告等につきましては、事務局の方でよろしく願います。

事務局 : お手元に配布した資料についてでございます。去る5月7日に、株式会社シーエックスカーゴ様と株式会社西鉄バス佐賀様、さらに鳥栖市との間で、弥生が丘線共同運行に関する基本合意の締結が成立したことの新聞記事になります。合計5社の新聞に記事が掲載されました。朝日新聞では特集記事として掲載されました。後でお目通し頂ければと思います。共同運行については、今後、市民の皆様さらなるご利用を頂き、わかりやすいバスとして進めていければと思っています。また、ミニバスについても、本日決定しました運行事業者と、10月の実証運行に向けて、運輸支局のご指導のもとに、申請手続きを進めていきたいと思っています。それから、路線バスとミニバスともに、今後皆様に利用して頂くために、PR等を進めていきたいと思っています。委員の皆様からもPRをよろしく願います。

議 長 : こういった形で、大々的に新聞で取り扱われたことによって、九州中にシーエックスカーゴと西鉄バス佐賀の名前が広がると思う。新聞の写真を目にしただけでも存在感があり、大変な効果だと思っています。

事務局 : 本日はありがとうございました。本日ご承認いただいたことで、見直し後の路線バスとミニバスの運行をいよいよ実現する段階に入りました。委員の皆様にもご自分で利用していただくことはもちろん、周りの方々へのPRについてのご協力についても重ねてお願いしたいと考えています。
(各委員より賛同の声多数。)
これからもよろしくお願いいたします。それでは以上で本日の協議を終了します。